

地域社会における安心・安全活動の比較研究 沖縄県読谷村における安心・安全活動

麦 倉 哲*

(2011年1月11日受理)

はじめに

本論は、地域社会における安心・安全に関する活動の事例研究である。ケースとして、沖縄県読谷村の事例を考察する。在沖縄米軍人による犯罪被害や事故被害を防止するための地域運動を、地域の自主的な安心・安全活動の一つのジャンルとして分類し考察したところに本論の特色がある。

第1章 地域自主防犯活動団体増加の複雑な要因

第1節 自主防犯団体の増加

警察庁が発表する自主防犯ボランティア団体の数は増え続けている。その数は、2000年代に入って急速に増加しているようにみえる。このことを裏付けるように、テレビや新聞では、防犯のためのねり歩きのデモンストレーション活動が報道される。小学校の登下校時に街頭に立つPTA関係者や地元のお年寄りの姿をしばしばみかけるといふ人は多いだろう。

第2節 多様な要因

この約10年間の地域自主防犯活動は、多様な要因により活性化したものと思われる。警察諸機関による奨励のみならず、基礎的自治体による奨励もなされてきた。都道府県の動きとして典型的といえるのは、生活安全条例の制定とそれを根拠とした都道府県民による防犯などの安全活動の活性化である。沖縄県で取り組まれている「ちゅらさん」運動などは、県の生活安全条例によって、県警傘下の地域自主防犯活動が活性化している例である。しかし、都道府県が、安全条例を制定するとなると、行政と連携する市民活動のテーマは、防犯にとどまらず、安心・安全、環境、生活などのキーワードも付加されてくる。警察行政の単純な拡張とはいえない広がりをもった地域活動の様相もうかがわれる。

一方で、基礎的自治体も、防犯にまつわるテーマやパトロールと称される活動において、地域住民や市民団体との連携を進展させてきたといえる。2000年代は、平成の町村合併が推進された時期であり、行政の効率化や市民・住民との協働などが重要テーマとして浮上した時期にあたるからである。都道府県警察は、町内会や自治会・商店街・PTAにおける地域防犯の

* 岩手大学教育学部

取り組みに関心を寄せる。しかし、こうした地域団体は概して基礎的自治体との関係が密なので、警察、基礎的自治体、地域の各種団体との三者間の連携を発展させていかなければならない。子どものための緊急避難所である子ども110番の家(自治体により、名称は異なる)などは、地域によっては、基礎的自治体が主として活性化させてきた政策であった。

それゆえ、防犯から安心・安全というふうには拡張されたテーマへの、地域社会の取り組みは、警察の傘下という枠を超えて広がっているという現実が全国的にみられ、その分だけ警察への期待も大きい。自治体の主体性も問われ、個々の活動団体の自主性や個性も発揮されているのである。

第2章 犯罪の動向と自主防犯ボランティア団体数の推移

第1節 地域における差異

活動団体が増加する事情は地域によって異なる。地域社会における安心・安全の活動の状況は、地域によって差異があるのが自然であり、全国押し並べて、横並び的な状況である必要はない。都道府県がそれぞれにもつ特殊性や、基礎的自治体の取り組み内容の違いや、とりわけ、地域の伝統や、住民団体や市民団体のもつ主体性の方向や中身に依存するからである。

東京都では、2000年を迎える頃から犯罪が急増し、都民にとって犯罪被害が身近に感じられた。しかし、その後は、犯罪が著しく減少し、10年前の水準に戻った。岩手県では、犯罪がもともと少ない。それでも2000年代の当初に少しは増加したが、また減少した。沖縄県では、犯罪は急激に増加しなかったが減少もしていない、増勢のまま推移している。

東京都では、新しい創意工夫をこらした自主防犯団体活動が、地域的に偏在する形でみられた。岩手県では、自主防犯の活動に、大きな変化はみられなかったといってよい。しかし、それでも、2005年以降に、全国の高まりの影響を受けたのかどうか、地域自主防犯の活動が目立つようになった。沖縄県では、犯罪の増加を抑制するという眼目で、地域自主防犯活動が編成された。しかし活動内容をみると、大都市部のパトロール活動とはずいぶん内容を異にしている。一言でいえば、地域の健全育成活動が主である。

第2節 犯罪の急増が統計により顕著、1998年～2000年

地域社会における自主防犯活動団体の数は、犯罪の増加によってもたらされた危機により促進される面がある。しかし、犯罪の増加は、地域によって差異も生じている。1998年から2000年までの期間は、犯罪の多発している県と、そうでない県とがある。

47都道府県の全部を比較すると複雑になるので、筆者がこれまで調査対象としてきた都県を含めて7都県に絞って比較してみたい。この7都県のうち、犯罪発生比率が相対的に高いのは、東京都、埼玉県、滋賀県である。逆に低いのは、青森県、岩手県、福井県である。高いとは都道府県のうち上位20位、低いというのは下位20位というランキングで単純に分けた。活動団体数の多少も順位で分類した。

2003年から2005年までの期間は犯罪の増勢に合わせて、地域自主防犯団体活動が徐々に増加してきた期間である。この期間に、団体数が急増した県と、そうでない県とがある。防犯活動がそれほど重要でない、つまり、そもそも危機感情を持ちようがない県もみられる。そうした事情が、都道府県ごとの取り組みの差に反映して当然と言える。この時期を、自主防犯活

地域社会における安心・安全活動の比較研究

動団体の推移を考察するための前期の3年と位置づける。この3年間に、増加率で上位を占めたのは、埼玉県と福井県と沖縄県である。逆に、下位であったのは、青森県と岩手県と滋賀県である。犯罪発生状況と団体結成状況とを組み合わせると、図1のように7都県における特徴を分類することができる。

犯罪率が低いだから活動をするく必要がない「青森県」と「岩手県」、犯罪率は高いけれどくやらない「滋賀県」、犯罪率が低いけれどもとにかくやる「福井県」、犯罪率が高いのでくやる必要がある「埼玉県」という具合である。東京都は滋賀県とやや類似し、沖縄県は福井県とやや類似している。

- | |
|---|
| - (犯罪率が低い)、 - (団体数が少ない) → 必要がない「青森県、岩手県」 |
| + (犯罪率が高い)、 - (団体数が少ない) → やらない「滋賀県」(東京都) |
| - (犯罪率が低い)、 + (団体数が多い) → とにかくやる「福井県」(沖縄県) |
| + (犯罪率が高い)、 + (団体数が多い) → やる必要がある「埼玉県」 |

図1 犯罪の趨勢と自主防犯団体増加の趨勢<前3年>

表1 都道府県別刑法犯認知件数の推移と自主防犯団体の数の推移*

人口 1万人 当たり 刑法犯 認知件数	犯 罪 率 (注1)	都 道 府 県	防犯ボランティア団体数 /各年末			団 体 数 人 口 比 /千 対	団 体 多 少 (注2)	発 生 ・ 団 体 組 合	防犯ボランティア 団体数 /各年末			2008 年 /2005 年	伸 び 大 小	団 体 数 人 口 比 /千 対	人口： 2009年 1月
			2003 年	2004 年	2005 年				2006 年	2007 年	2008 年				
113.4	-	青森県	4	10	22	1.6%	-	--	345	384	403	18.3	+	28.6%	1,407,000
97.9	-	岩手県	51	59	83	6.1%	-	--	290	352	372	4.5	+	27.3%	1,364,000
241.5	+	東京都	153	1,407	2,290	17.9%			3,214	3,526	3,785	1.7		29.7%	12,758,000
226.1	+	埼玉県	255	554	2,041	28.8%	+	++	3,773	4,390	4,747	2.3		67.0%	7,090,000
131.3	-	福井県	69	136	175	21.4%	+	-+	417	439	447	2.6	+	54.8%	816,000
195.8	+	滋賀県	21	80	117	8.4%	-	+ -	159	191	198	1.7		14.2%	1,396,000
163		沖縄県	98	131	282	20.5%	+		446	533	596	2.1		43.4%	1,373,000
192.5		計	3,056	8,079	19,515	15.3%			31,931	37,774	40,538	2.1		31.7%	127,771,000

*警察庁防犯ボランティア支援サイトより作成

(注1) 犯罪率上位20県が「+」、下位20県が「-」。

(注2) 団体人口比(千対比率)で、平均値プラス5ポイント以上が「+」、マイナス5ポイント以下が「-」。

第3節 犯罪が減少傾向をみせてきた時期

2005年以降は、日本全国を見渡すと、犯罪の減少傾向が顕著になってきた時期である。それでも、顕著の度合いには都道府県において一定の差異があるので、先と同様に、順位付けにより上位と下位に分けた。自主防犯団体数の推移についても、2006年から2008年を後期3年と位置付けて、団体数の増減をみてみよう。

2005年までの結成状況により、自主防犯活動団体数が多い県として、埼玉県、福井県、沖縄県がみられるが、このうち福井県は、犯罪の減少が顕著な中で、依然として団体数を伸ばしていった。一方、団体数が少ないところに位置していた青森県や岩手県は、犯罪が減少する中で、団体数を顕著に増やしていった。

これ以上推進する必要があるのかという県もみられる。犯罪は減少し続けているのに、なぜ、後3年も増え続けるのか。「ひと段落」、「自分たちのペースで」はわかる。「ひたすらやる」、「このままいく」のは、それがあらたな地域文化として定着したからか。「せかされる」ようにみえるのは、何らかの外部圧力があるからか、横並び意識が強い日本全体の文化の特性なのか、この地域の文化だからなのか。

一、+	(団体数が多い)	→	-	(増勢でない)	ひと段落：鳥取県
+	(団体数が多い)	→	-	(増勢でない)	ひと段落：？
一、+	(団体数が多い)	→	+	(増勢である)	依然として、ひたすらやる：福井県
+	(団体数が多い)	→	+	(増勢である)	このままいく：埼玉県
+	(団体数が少ない)	→	+	(増勢である)	(他と比べて団体少ないので) せかされる【?】：京都府
一、-	(団体数が少ない)	→	+	(増勢である)	(他と比べて団体少ないので) せかされる【?】：青森県、岩手県
+	(団体数が少ない)	→	-	(増勢でない)	自分たちのペースで：滋賀県
一、-	(団体数が少ない)	→	-	(増勢でない)	自分たちのペースで：福島県

図2 犯罪の趨勢と自主防犯団体増加の趨勢<後3年>

表2 注目都府県の刑法犯認知件数の推移*

年(西暦)	全国	東京都	岩手県	福島県	青森県	滋賀県	京都府	埼玉県'	福井県	鳥取県
1996年	1,812,119	232,103	15,042	24,213	11,496	20,046	42,884	121,897	7,377	6,323
1997年	1,899,564	235,767	15,925	25,577	11,116	21,114	44,636	119,319	8,374	6,007
1998年	2,033,546	251,180	14,997	25,703	10,755	22,405		131,984	9,542	7,508
1999年	2,165,626	268,006	13,610	24,231	12,941	22,907	49,176	142,972	9,666	6,509
2000年	2,443,470	291,371	13,865	27,826	16,730	26,288	54,078	156,842	10,886	6,682
2001年	2,735,612	292,579	15,125	35,069	17,051	31,258	63,051	170,963	11,671	7,468
2002年	2,853,739	301,913	15,011	36,018	19,202	32,183	65,082	177,762	13,884	8,215
2003年	2,790,136	299,406	13,686	35,561	18,940	27,801	63,291	179,276	12,501	9,302
2004年	2,562,767	283,326	12,885	29,137	17,360	23,841	63,593	181,350	10,060	8,688
2005年	2,269,293	253,912	11,289	24,529	14,769	18,750	57,586	157,047	8,324	7,382
2006年	2,050,850	244,611	10,090	22,395	13,018	17,696	54,932	136,651	7,422	6,838
2007年	1,908,836	228,805	9,102	19,855	11,784	16,553	52,960	126,453	7,193	6,261
2008年	1,818,023		9,111	19,582	11,015	15,455	50,259	122,108	6,740	6,005
ボラ紹介		93	1	10	2	51	28	88	24	44
活動事例		6	6	6	5	7	6	6	5	3

*警察庁防犯ボランティア支援サイトより作成

第4節 地域自主防犯団体の結成状況と犯罪の抑制

都道府県ごとの犯罪件数の推移を比較してみると、地域自主防犯団体活動の活性化が、犯罪の減少につながるとはいちがいにいえない、あるいは、ほとんど言えない。活動の活性化の度合いと関係なく、この10年間、ほぼおしなべて、犯罪件数は増加—減少の山形を残している。それでも、最も、活発だったと思われる福井県は、青森県と比べて、犯罪の下降線が顕著であったとみえるかもしれない。青森県と岩手県の地域自主防犯活動団体が顕著に増加してきたのは、犯罪が減少途上にあるところからである。

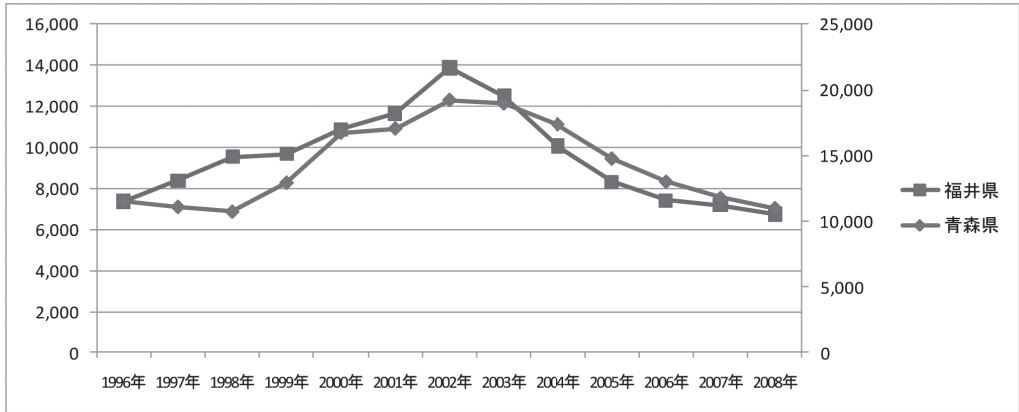


図3 福井県と青森県の犯罪件数の推移

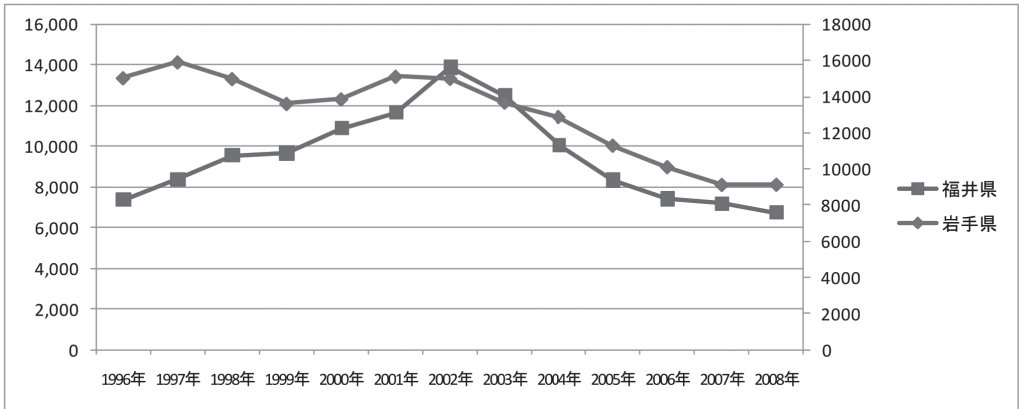


図4 福井県と岩手県の犯罪件数の推移

滋賀県の場合、活動がそれほど活性化していなくても、犯罪は減少している。埼玉県と滋賀県を比べると、あまり活発でなかったと思われる滋賀県のほうが、自主防犯活動団体活動が全国で最も多く結成された埼玉県よりも、犯罪減少の傾向が速かった。もちろん、埼玉県では、活発な地域自主防犯活動がなされていなかったらならば、犯罪発生においてもっと深刻であっ

たと想像できるかもしれない。

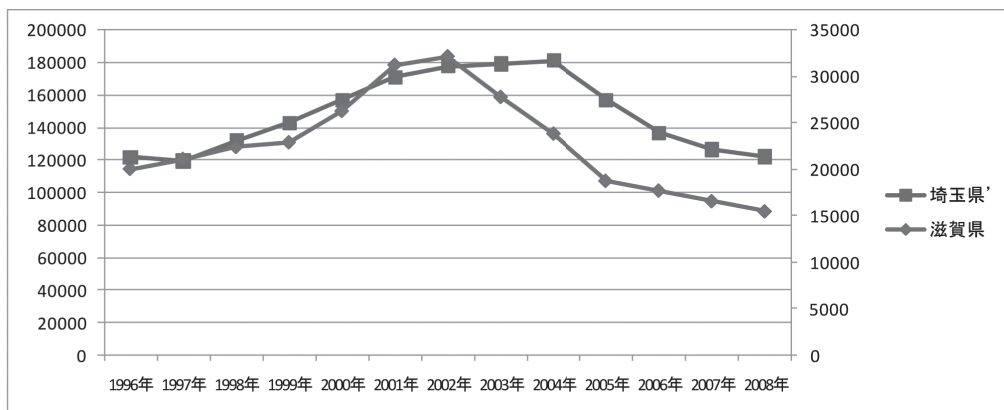


図5 埼玉県と滋賀県の犯罪件数の推移

全国的な取り組み、雰囲気、防犯の集積的沸騰状態が、社会全体に影響を及ぼしたのではないかという全体の効果（加害可能性がある人の行動を抑止したか）を斟酌する必要があるかもしれない。また、自主防犯の活動そのものよりも、自主防犯の活動をバックアップするための警察の活動力の大小が左右した可能性がある。自主防犯が、犯罪件数の減少に重点をおいていなかったり、窃盗関係よりも子どもをまもる活動に重点を置いていたりする場合のことも考慮する必要がある。一概に防犯団体といっても、どれほど犯罪抑制に対して効果を伴ったものかは断定しがたいところがあり、活動団体数の多い少ないが、犯罪減少の効果において大きな地域差をもたらすものではないと考えられる。

第3章 地域自主防犯活動や安全・安心活動への多様な視点

第1節 犯罪排除の活動だけではない

地域自主防犯活動の効果は、活動内容との関連で、一定のジャンルにおいて限定的な効果を発揮すると想定できる。防犯のためのねり歩きに代表される活動が抑制するとみられるのは、主として、窃盗、住宅侵入窃盗であり、性的犯罪、暴力犯罪とはほとんど関係がない。

地域によって、安全対策の中身が異なる。防犯が住宅侵入窃盗をターゲットとするところや、地域の子もたちの見守りに重点が置かれるところや、防災、地震等自然災害が重要なところなどがみられる。

活動の構築の仕方によっては、地域によって、加害者の認識の仕方も異なるであろう。外敵をよせつけないなど、排除（ソーシャル・エクスクルージョン）型防犯意識がひとつの典型である。その例は、「いかのおすし」型の排除型の防犯・安全管理教育である。その一方で、少年の非行化を抑制し、健全育成を主とする活動もみられる。これは包摂（ソーシャル・インクルージョン）型の活動である。大きく分けて、排除型か包摂型かである。その排除の仕方によって、地域社会を閉じた社会として構築していくのか、開いた社会として構築していくのかなどの違いも生じうるのである。

第2節 担い手の地域差

安心・安全の活動は、地域によって担い手の特性が異なる。日本全国に共通した部分もうかがえるであろうが、地域によっては、コミュニティの担い手となる人たちの特性が異なりうるのである。大都市部では、高齢者、主婦、自営業者が主で、これにPTAや青少年育成会などを通じて、一般のおじさんやおばさんがどの程度関与するかによって違いが生じる。また、学生などの若者を巻き込んでいるかどうかは、地域の青年会や子ども会、各種ボランティア、NPO団体の特性にも左右される。地域の人的資源は決して少なくないと言えるが、コミュニティにおける伝統的な活動力は落ちたといえる。地域文化は脆弱化してきたともいえるし、人びとの生活上のゆとりが減ってきたともいえる。そうした中で、どのようにして担い手が生まれ、どのようにして担い手が活躍する場が設定されるのであろうか。

担い手がないとか、不足するという地域もみられる。岩手県では、限界集落が多くを占め、過疎地では住民がそもそも孤立している。社会資本や人的資源の外部からの投入が必要なところも少なくない。端的に言って、防犯ボランティアどころではない地域が少なくないのである。

第3節 目的の多様化

地域活動の目的も多様である。犯罪の減少化、犯罪の抑制が主たる目的である場合と、子どもをまもる、お年寄りをまもるという目的が主であるところの違いがみられる。また、世代間交流の高まりや、おじさんやおばさんによる地域社会での活躍の場づくり(地域で存在の薄かったおじさんの復帰、実年齢の存在感の発揮)の度合い、帰ってきたウルトラマン(筆者の比喩、リタイアしたばかりの元サラリーマンや元会社役員)の自己実現を伴う地域活動もみられる。

第4節 実感をとまわずに活動している例もみられる

その一方で、何らかの効果があるという実感をとまわずに、お付き合い的に活動にかりだされる例もみられる。全国で、幼児連れ去り事件が起きているから、子どもをまもる活動を展開しなくてはならないとか、青色回転灯の使用認可があるから地域巡回の自動車を走らせてみようなどの例である。それでも、そうした機会が、新しい地域の文化を生む可能性もあり、一概に否定的にみるわけにはいかない。

以上に挙げた多様性を踏まえつつ、沖縄県読谷村における、安心・安全活動のケースを考察していきたい。

第4章 沖縄県読谷村のケース

第1節 読谷村での調査

読谷村では、犯罪の加害要因が明瞭であり、それに対して、議会や住民が決起集会を開いてきた。在日米軍人が危険の主な要因である。2009年11月に、米軍人(被告人)によるひき逃げ事件が起きたこの村では、自動車の徐行をうながす特製の英語の看板がいたるところに掲げられていた。読谷村議会議員(当時)の知花昌一さんへのヒアリングから、この地域の住民にとって、住民に死をもたらす最大の危険要因が軍隊であることがわかった。在日米軍人は、通常の運転者であれば科される損害保険への加入義務が免除されているため、事故の被害者は損害の補償を得られない場合も少なくない。基地の村の住民は、日米の制度上の不利益を背負わ

されている。犯罪や事故の危険要因は、東京都のそれとは質的に大きく異なる。

読谷村は、戦争の影響を今も受けている。戦争中に、日本軍によって土地を接収され読谷飛行場が設置され、米軍の沖縄上陸にあたっては、この飛行場の占拠が目標物であったので、激しい戦火にみまわれた。太平洋戦争の終盤、米軍の沖縄本島上陸にあたって、読谷村では多大な人命が奪われ、「チビチリがま」などの悲劇（45名の村民が自害を強要された）も起きた。米軍上陸後から、読谷地域は米軍に支配され、その一部の土地が帰還されたのは、戦後しばらくしてからの1946年8月である。

終戦は解放にあらず、沖縄県における銃剣や軍による被害は続いた。読谷村で起きた、住民被害の歴史を象徴する事件として、小学生の少女が米軍用機から投下したトレーラーの下敷きとなり死亡するといういたましい事故が起きている。1965年6月、棚原隆子さん10歳は、トレーラーに押しつぶされてなくなった。1981年9月には古堅小学校に、米兵が降ってきた。村内に基地をかかえる村の危険性を物語る事件である。

村民は、事故を告発し、責任を迫及し、再発を防止させるために、運動を展開してきた。基地にまつわる犯罪・事故・被害に対して、村民が闘い続けてきた歴史がある。アスファルト工場建設反対の闘い、米軍不発弾処理場撤去の闘い、米軍アンテナ基地建設反対の闘い、パラシュート降下演習反対の闘い、米兵の短銃威嚇発砲事件、ナイキハーキュリーズ発射演習問題、米軍 T33 ジェット練習機墜落事故問題などである。

1995年、新しい村役場が竣工した。米軍基地内の共用施設として、村は役場を建設した。その新しい読谷村役場の正門前には、憲法第9条条文の石碑が設置された。

第2節 村役場職員への米兵発砲事件

1983年4月には、比嘉さんが米憲兵（MP）から短銃で発砲を受ける。銃口は村民に向けられた。在沖米陸軍報道部のコメントでは、誤射と発表された。当初、大佐（トリイステーション司令官）は威嚇発砲を認めたが、発言内容は変更された。トリイステーションは、日本を占領した米軍が、日本の鳥居に目をつけ戦利品として押収し、基地入口の正面にふたつならべて設置したという、いわくつきの基地である。1951年に、そのトリイステーションができた。しかし、その前の道路は、村民の生活道である。住民への威嚇発砲はゆるされない。

県議会では、米軍基地関係特別委員会が開かれ、米領事館、トリイ通信施設隊長、那覇防衛施設局長、沖縄県知事、沖縄県議会議長、外務省、防衛施設庁、在日米軍を相手に、抗議行動が開始された。県警嘉手納署は、暴発と認定、刑事事件として立件せず、米軍の公式な謝罪を受けて、捜査を打ち切った。

第3節 基地をめぐる沖縄県と読谷村の状況

沖縄県における、在日米軍基地をめぐる最近の動向として、敷地面積と区域外（米軍敷地面積以外に住居を置く）居住者人口についてみてみよう。

米軍の施設面積は、沖縄返還時に、28,660ヘクタールを使用し、2万8千ヘクタールから2万3千ヘクタール、2009年に23,293ヘクタール、返還時から約2割返還された。沖縄全県の10.2%、基地所在市町村の18.2%を占める。米軍人の人口は、4万人から6万人の間、2009年の統計では44,895人である。沖縄県の人口からすれば、ずっと少ない人口の米軍関係者が、広大な占有地に居住している。読谷村のほか、約10の自治体では、自治体の面積の3割以上が、

地域社会における安心・安全活動の比較研究

米軍に接収され続けている。こうした中で、最近では、米軍関係全居住者のうち、4分の1は、基地の外に住んでいる。

表3 米軍人等の施設・区域内外居住者の人口*

	全県合計	全県施設外	読谷村	北谷町	うるま市	沖縄市
2007年3月31日	45,403	10,319	1,223	2,893	1,334	2,705
2008年3月31日	47,497	11,810	1,881	3,223	1,329	3,081
2009年3月31日	46,340	11,901	1,536	3,474	1,427	3,076

* 『沖縄の米軍及び自衛隊基地統計資料集』より作成

表4 市町村別米軍基地面積(注1)*

	全県	全県	嘉手納町	金武町	北谷町	宜野座村	東村	読谷村
市町村面積 (ha)	227,591	10,319	1,504	3,787	1,378	3,132	8,179	3,517
施設面積 (ha)	23,293.3	23,293.3	1,240.4	2,244.7	728.9	1,586.5	3,394.4	1,258.9
市町村面積に占める割合 (%)	10.2	18.2	82.5	59.3	52.9	50.7	41.5	35.8
全施設面積に占める割合 (%)	100.0	100.0	5.2	9.5	3.1	6.7	14.3	5.3

(注1) 施設面積は、2008年10月1日現在

* 『沖縄の米軍及び自衛隊基地統計資料集』より作成

以上のほか、基地面積が20%を上回る市町村は、伊江村(35.2%)、沖縄市(34.5%)、宜野湾市(32.4%)、恩納村(29.4%)、国頭村(23.0%、ただし全施設面積に占める割合は、18.9%と高く、最高)である。

次に、米軍関係の犯罪件数および検挙状況、事故数の推移をみてみよう。毎年、数件の凶悪事件や10件以上の暴力事件が起きている。基地があることのリスクは、決して小さくないのである。県民に尋ねてみると、事件として処理されるのは、発生した被害の一部であるということを経験する。これには、事件を立件することが難しい構造的な原因が立ちかかっているからである。日米地位協定により、基地内という治外法権の空間があるからである。基礎的な自治体には、自治体内に、どこのなるといふ名前の軍人が暮らしているかも知ることができない。犯罪統計も、自治体ごとの集計ができないのである。それほどまでに、差別的な状況に置かれているのが、沖縄県であり、沖縄県内の基礎的な自治体であり、沖縄各地の地域住民なのである。

表5 米軍関係犯罪件数の推移*

	総計	自衛隊関係	米軍関係	(分類1)	(分類1)	(分類2)
				提供区域内	提供区域外	その他の事件・事故
2002年	113	10	103	75	28	8
2003年	96	7	89	69	20	12
2004年	85	8	77	64	13	5
2005年	103	10	93	76	17	6
2006年	64	6	58	41	17	12
2007年	78	3	75	58	17	12
2008年	77	5	72	53	19	18
2009年	68	9	59	34	25	21

* 『沖縄の米軍及び自衛隊基地統計資料集』より作成

表 6 米軍構成員等による犯罪検挙状況*

	全刑法犯 (件数)	米軍構成 員等事件 (件数)							米軍構成 員等事件 比 (%)
			凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	
1998年	10,310	38	3	8	17	2	2	6	0.5
1999年	7,989	48	3	7	22	2	1	13	0.6
2000年	6,226	53	4	6	26	0	3	14	0.9
2001年	5,268	70	4	6	37	5	2	16	1.3
2002年	4,694	81	2	11	41	4	2	21	1.7
2003年	6,227	112	7	11	48	11	4	31	1.8
2004年	5,670	59	1	12	23	3	4	16	1.0
2005年	6,675	66	2	7	28	7	1	21	1.0
2006年	6,798	57	3	10	21	9	0	14	0.8
2007年	7,208	63	6	2	27	14	0	14	0.9
2008年	6,636	70	7	5	14	20	1	23	1.1
2009年	5,583	50	3	13	17	1	0	16	0.9

* 『沖縄の米軍及び自衛隊基地統計資料集』より作成

表 7 基地関係事件・事故数の推移*

	総 計	自衛隊関係	米軍関係	(分類1)	(分類1)	(分類2)
				提供区域内	提供区域外	その他の事件・事故
2002年	113	10	103	75	28	8
2003年	96	7	89	69	20	12
2004年	85	8	77	64	13	5
2005年	103	10	93	76	17	6
2006年	64	6	58	41	17	12
2007年	78	3	75	58	17	12
2008年	77	5	72	53	19	18
2009年	68	9	59	34	25	21

* 『沖縄の米軍及び自衛隊基地統計資料集』より作成

第 4 節 米兵によるひき逃げ事件（読谷村）

数々の運動の歴史の中で、2009年11月の事故が起きた。村民が、米兵の運転する乗用車に跳ね飛ばされ死亡するという、ひき逃げ事件である。米兵は、何かにぶつかったが、たぶん木にぶつかったと思う。あとは知らないとして自宅に帰り、血のついたRV車を自動車修理工場に出している。いかに猛烈なスピードで自動車を走らせ酩酊状態であったかは、人をひいておいても自覚がないことが物語っている。このような危険な交通事故加害者と、村民は地域を共有しているのである。

この米兵は、基地の外に住んでいる兵士で、常日頃、基地の外を交通している。読谷がかかえる基地にまつわる危険度を高める一面がここにある。基地の中では、自由がきかないので、基地の外に住む米兵が増えている。自由なので飲酒も自由だし、門限がない。事故が起こるたびに出される禁足令などの綱紀粛正などの取締りを、憲兵からうけることがない。しかし、村にとっては危険この上ない。

日本の道路に慣れておらず、また日本の道路の標準的なスピードを理解してない、そして自

治体に住民届けをしていない外国人が、隣人として、危険要因として、近隣社会に存在するのである。交通事故を起こしても、賠償責任に応じることがほとんどなく、強制の保険にも、ましてや任意の保険にも加入していない。公務中であれば米軍に対して責任を問えるが、公務外であれば誰も責任をとらない、日本政府が被害の一部を代理弁償する可能性があるくらいである。事故の被害を受けたものにとって、被害をだけでなく賠償もあてにできないのである。しかも、犯罪に問われると、米兵はこのときばかりに基地内に逃げ込む。加害の証拠がそろわなければ、また犯人が特定できなければ、加害者さえ不明の被害となる。こうしたことから村民は、加害者が基地の中に逃げ込まないように、加害者を逮捕しようとする。そのような現実、全国を見渡してもめったにないことである。



写真1 被害者外間さんがはね飛ばされた道路端（筆者撮影）

第5節 読谷村交通安全推進協議会の対策

交通事故被害が問題になる側面は徐々に高まって来ている。事故後、英語での看板が設置された。読谷村総務課と読谷村交通安全推進協議会が設置した。村内の交通事故のリスクを減らすためには、英語の看板がますます必要になってきた。なぜならば、読谷村は、北谷町、沖縄市の次に、米軍関係者の基地施設外の住民の数が多からである。米軍関係者による交通事故も増加しており、米軍関係者による交通事故被害をなくすことが、防犯や地域の安全にとって重要な課題となっているからである。



写真2 「SLOW DOWN
スピード落とせ！」の看板の設置
(筆者撮影)

表 8 米軍構成員等が第一当事者の交通事故発生状況（人身事故）*

	全交通事故 (件数)	全死者	米軍構成員等 事件 (件数)			米軍構成員等 事件比 (%)
				死者数	負傷者数	
						1.3
1998年	3,805	80	37	1	44	1.0
1999年	3,904	65	29	2	37	0.7
2000年	4,294	79	41	3	46	1.0
2001年	5,115	78	89	0	124	1.7
2002年	5,759	61	133	5	173	2.3
2003年	6,127	79	116	5	142	1.9
2004年	6,512	61	181	2	227	2.8
2005年	6,519	63	179	2	232	2.7
2006年	6,653	62	182	3	220	2.7
2007年	6,525	43	181	3	243	2.8
2008年	6,509	43	165	2	220	2.5
2009年	6,324	47	179	2	230	2.8

* 『沖縄の米軍及び自衛隊基地統計資料集』より作成

第 6 節 村と議会と村民の運動

老年男性が、2009年11月7日午後5時すぎ、読谷村字楚辺の道路沿いで変死体が発見された。頭部から血を流して死亡していた。11月9日、事故現場に近い自動車修理工場に、フロントガラスの割れた米軍関係者用Yナンバーの乗用車が修理に持ち込まれた。嘉手納署は、このYナンバー車が事件に関与した疑いがあるとして押収した。被害者は、読谷村民で66歳の男性外間政和さんと判明した。11月10日に米軍人宅で家宅捜索が行われた。村長、跡地課長、係長が、沖縄防衛局次長を訪問する。乗用車を運転していたのは、トリイ通信施設司令官は、施設内の20代の男性であると説明した。安田村長は「悪質極まりない。米軍はどれだけ県民の人権、幸せ、生命までを奪えば気が済むのか」と批判した。警察は、起訴前の身柄引き渡しを要求したが、難航した。

加害者が公務の場合、第一次裁判権は米側にあるが、被害補償は日本政府が負う。公務でない場合は、第一次裁判権は日本にあるが、被害補償については当人の責任となる。11日に任意の取り調べに応じた被疑者は、13日には供述拒否に転じた。日本人の加害者の場合、過去5年間で県内6人中6人とも逮捕されている。しかしこのケースでは、その後2カ月間も、逮捕されない状態のままであった。村は、被害者遺族の妻と妹に協力を依頼し、弁護士を紹介することを申し出た。

こうした状況で12月を迎えるころ、村と村議会は村民決起集会の開催を決め、準備に取り掛かった。2009年12月13日（日）、米軍人によるひき逃げ死亡事故に抗議する読谷村民総決起大会が開催された。村長をはじめ各界の団体役員が名を連ね、元村長で現参議院議員の山内徳信議員も参列する。各団体のあいさつと決意表明の後に、参加者はトリーステーションゲートまでデモ行進をした。村長、政治家、各種団体から、村民まで、一丸となって、ひき逃げ事件を追及している。事故の原因となる構造的な問題が明白だから、村民の安心・安全のために、日米政府を相手に、安心・安全の運動を繰り広げなければならないのである。抗議決議では、次の4点が掲げられた。1. 日米政府による被疑者米軍人の日本側への身柄引き渡しを早急に

行うこと、2. 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。3. 日米地位協定の見直しを行うこと。4. 米軍人の綱紀を肅正し、米軍人、軍属による犯罪を根絶すること。以上の4つが決議された。決議は、内閣総理大臣、外務大臣、国家公安委員長、防衛大臣、在日米軍司令官、在日駐米大使、在沖米陸軍第10支援群司令官に宛てられた。

米兵による少女乱暴事件に抗議して1995年に開催された「10.21県民大会」も超党派の県議会決議を踏まえて開かれ、県経営者協会、連合沖縄など各種団体が参加し、1. 米軍人・軍属による犯罪の根絶、2. 被害者への謝罪と完全な補償、3. 日米地位協定の見直し、4. 基地の整理縮小の一の4項目を求める決議を採択している。日米地位協定は、日米安保条約に基づき1960年に発効し、米軍の法的地位や基地の管理、運用などを定める。在日米軍人らの犯罪容疑者は、日本側が現行犯逮捕した場合を除き、起訴前までは米側が身柄を拘束するのが原則である。しかし、1995年の沖縄少女暴行事件を機に、殺人などの凶悪犯罪では起訴前の身柄引き渡しに米側が考慮することで合意した。2004年には日本側が重大な関心を持つ「いかなる犯罪も排除されない」との確認がなされた。しかし、不平等であることに変わりはなく、沖縄県など関係自治体は改定を強く求めている。

12月21日から22日は、村関係者は関係省庁への要請行動に出る。村の各種団体の長で要請行動団を組織し、2編成で省庁を回ることにした。年が明けて、2010年1月7日、那覇地検は過失致死容疑で米軍人を起訴、県警は、8日、ひき逃げの疑いで逮捕、10日、救護義務違反、事故不申告の疑いで送検した。

読谷村は、2010年4月25日に、県民大会読谷実行委員会を開いた。その準備会（4月12日）で確認された動員目標は5,000人である。村長をはじめ、議会関係者、各種社会団体、事業団体が名を連ねる。各字（あざ）、婦人会、老人会、農協・漁協、商工会、PTA 連合会、役場職員など、それぞれ200人から400人の動員目標が掲げられている。現在、村役場庁舎と、村内3箇所には、日米政府は、日米地位協定を見直すように求める巨大看板を設置している。設置費用は、村の予算と、村議会全員のカンパでまかなっている。

米軍関係者との交通事故の損害の窓口は、沖縄防衛局が請け負っている。米軍関係者の人物の特定が難しいのは、住民登録の義務がなく、日本政府を経由しないと加害者を特定することが難しいからである。

なお、米軍関係者が使用する私有車両（Yナンバー）との事故の場合、相手が加入している



写真3 ひき逃げ事件抗議決議の看板（筆者撮影）

保険会社の名前と保険番号を確認して保険会社等へも問い合わせるように指示されている。公務中の被害で、賠償の責任を負うのは日本政府であり、本人に直接責任を問えない。公務外の場合、加害者が加入する保険と本人の責任で賠償するしかない。読谷のひき逃げ事件の場合のように、非公務の場合、賠償の壁が大きく横たわる。

2010年10月20日、は、別の交通事故の事件で、和解に応じた。沖縄県民の感情を懐柔するためともおもえるスピード解決である。2008年にうるま市で起きた事故では、女性兵士が、運転中、バイクを運転していた男性（県民）と衝突、死亡させた。遺族は、7,100万円の損害賠償を国を相手に求め、提訴した。国は和解に応じ、請求額に近い額を遺族に支払うこととした。県民の被害者に、国が賠償額を支払うのは初めてである。

第7節 知花昌一さんとその仲間の運動

村民決起集会後の2009年12月20日から、知花昌一さんはトリイステーションゲート前にテントを張り、5日間のハンガーストライキに入った。村内の仲間が加わり、村外の反戦の市民運動家も参加した。途中から読谷村在住の彫刻家金城実さんも加わった。ハンガーストライキは、12月24日午後6時まで続いた。銃剣とブルドーザーの製作者金城実さんは、自身の作品である「鬼神」とともに、ハンガーストライキに参加した。米軍関係者の中には、個人的には好意的な人もいて、温かいコーヒーを差し入れてくれる人もいたという。知花さんが名前を書いてくれと言ったが、書けないということだった。ハンガーストライキをしている気持ちを理解しているというメッセージであったと知花さんは受けとめている。知花さんには、全国的な反戦運動のネットワークもあるが、地元の仲間も少なくない。地元の反基地運動の仲間や読谷村の実行委員会のメンバーがあり、運動のよき理解者としてまた賛同者として、同世代の仲間（かつての青年団仲間）とのつながりもある。

読谷村が抱えている問題は、地域を超えた問題でもある。地域の安全にかかわるので地域の関係者が主として係ることが多いが、地域を超えた協力者が一緒にかかわることもある。安全な地域社会を、地域社会の関係者の間で構築するのも当然である。しかし、安全を阻害する危険因子は、しばしば地域を超えている。地域を超えた関係者がどのように関わるのかという課題も含まれている。地域が意思決定の主体であるのか、あるいは地域が実践者であるのか。読谷村の地域安全のテーマは、地域から国際社会まで巻き込んでいるというほどに大きくまた深刻ではあるが、地域に根差した取り組みがたくましいといえる。そういう地盤で、この知花さんも育ったのである。

1988年10月、沖縄県国体ソフトボール会場となった平和の森球場に掲げられた日の丸を、知花さんは焼き払った。知花さんは、日の丸を焼いたあと、周りの人が逃げろというので逃げた。逮捕されるつもりだったので逃げる必要はなかった。警察は、知花さんが加盟する実行委員会の他のメンバーである、別の知花さんを逮捕した（のちに、冤罪となる）。知花さんにしてみれば、自分ひとりでやったことだ。しかし、その日から、知花さんの関係先は、危険にさらされた。連続して激しい暴力の被害にあったのだ。知花さんの職業が、スーパーの経営者と大々的に報道されたので、知花さんの経営するスーパーマーケットが襲撃のターゲットとなった。右翼の襲撃である。家へのいやがらせや脅迫の電話、そして、自宅に押し掛けてくる人などが後を絶たなかった。逮捕される直前に知花さんは、お母さんに電話をかける。「妻のことをよろしく！」とお母さんに、身重の妻のことを安じて頼んだ。母からは「あなたは、子どもを産むというこ

とが、どんなにたいへんなことか、知っているの。」と言われたという。以後、家への脅迫電話は、主として母さんが対応した。最初は怖かったが、だんだん、電話のパターンに慣れてきたという。

お母さんには、思いがあった。米軍人の恐ろしさについて、経験したことがあったからである。昌一さんがまだ小さいころ、知花さんの自宅に、米兵が押し掛けてきた。対応に出た父に対して米兵は、「WIFE！、WIFE！」と迫った。妻を出せということである。妻を強姦しようというので、それも、夫や子どもの目の前で要求したのである。お父さんは米兵に対応しながら、後ろ手で、妻に逃げるように合図した。お母さんは、裏口から逃げた。読谷村は、農村である。トリイ基地に近い。このようなことが頻繁に起こりかねない地域なので、農作業を婦人一人でするのはとても危険なことなので、必ず複数で作業するように、村民は常に警戒していた。また、バスで帰宅する女子高生や女性従業員を守るために、バス亭から自宅まで、青年団が当番を決めて警護した。バス停から、A、B、Cとコースを決めて、ひとりひとりを家まで送った。

こうしたことができたのは、地域活動が伝統的に盛んで、各世代の集まりがあるからである。地域ごとに、たとえば波平地区の子ども会、青年会、婦人会、老人会というように集団ができている。青年部の活動は今も盛んで、地区内の各種イベントを盛り上げる。知花さんも、青年部の活動を通して、地区の同じ世代の人たちとの交流が深い。

知花さんのスーパーには火が放たれ、毎日、右翼の街宣車が押し掛け、スピーカーで「こんな非国民の店で買わない」とがなりたてる。近所の人は、怖くて、街宣車がいるうちは買い物に来なかった。かなり激しい、恐怖をともなった営業妨害であり、脅迫のような行動である。お店は、お母さんの陣頭指揮の下、知花さんの地元の仲間と、実行委員会と反基地で知花さんと行動を共にする仲間が警備にあたった。支援者たちは、夜間から未明にかけて、店が放火されたり破壊されたりしないようにと、当番を決めて夜番についた。地域の青年会の仲間は、地区内をパトロールしてくれた。そうして、知花さんの勾留されていた約50日間、11月下旬まで店の営業が続いた。

保釈が決まった知花さんに、店を守った人たちは「店は1日も休まずに営業したからね」と声をかけた。そう言われてピンとこなかった知花さんだが、そのたいへんさをすぐ知ることになった。保釈されたとはいえ、知花さんへは、殺害予告の電話や手紙が相次いでいたので、早々に出歩ける状態ではなかった。外出を控える毎日が続いた。知花さんと家族、そしてお店を守るための防犯パトロールは、その後半年くらいは続いたのである。日の丸事件の会場となった平和の森野球場の一角には、村議会、婦人会、青年会、老人会、遺族会からの5つの碑が立ち並んで、戦争のない平和を宣言している。

第8節 後を絶たない事故被害

2010年8月27日、ひき逃げ犯人の米軍人ガン被告は、懲役4年の求刑を受けた。判決は、10月15日で、懲役2年8カ月が下された。遺族の外間希さんは「加害者が加害者という意識を持っていないので、まずは自分の罪を認めて、刑に服していただきたいと思う」と話した。ガン被告は判決を不服とし、即日控訴した上で裁判所に保釈の請求をした。

ところで、この読谷村のひき逃げ事件の裁判が始まろうとする中で、名護市でも、米軍兵による飲酒運転による追突事故が起きている。この事故で、追突された乗用車に乗っていた子ども二人がけが（打撲、軽傷）をしている。加害者は、ジープはそのままにして、逃走している。

米海兵隊女性兵士は、金武町まで逃走し、エンジンをかけたままの軍用車両を放置した。

一連の事故から明らかなのは、事故を起こした米兵は、ひたすら基地内に逃げ込もうとするということである。兵士は、民間人を守るではなく民間人を傷つけ逃走するのである。日本の道路に慣れていない米兵士が、頑丈な軍用車両に乗り、米国人の感覚のスピードで飛ばし、人をはね飛ばしたり追突したりするので被害も大きくなる。2010年3月の名護市での追突事故では、軍用ジープに追突された軽乗用車の後部が大破している。この事件で、米憲兵隊が兵士の身柄を確保したものの、米軍車両は米軍の財産のため、県警は日米地位協定に基づきジープを押収せず、鑑識活動のみを実施した。綱紀粛正はどうなっているのかと、名護市の稲嶺名護市長は憤慨した。

表9 その後の交通事故や犯罪（新聞報道の一部）

発生日時	発生地	容 疑	部隊所属	容 疑 者
2010年 3月11日	うるま市	中部病院侵入（地位協定違反）、ガードレール・縁石破損	海兵隊	
2010年 3月14日	那覇市	酒気帯び運転、公務執行妨害	在沖米海兵隊上等兵	23歳男性
			沖米海兵隊キャンプキンザー所属上等兵	24歳男性
2010年 3月16日	名護市	飲酒運転、ひき逃げ	第1海軍機動建設大隊海軍兵	女性（2010年10月判決、懲役1年8カ月執行猶予3年）
2010年 8月	那覇市など	強制わいせつ事件が頻発	在沖米軍	男性

表10 飲酒運転・酒気帯び運転違反者が負う制裁

	刑 事 制 裁	民 事 制 裁	社 会 的 制 裁
日本国民の場合（自衛隊など公務員の場合）	起訴前に逮捕され、起訴前の取り調べが行われるため、起訴を免れない	加入した強制保険と任意加入の保険により賠償	飲酒運転、酒気帯び運転で、懲戒解雇される可能性がある
米兵の場合	基地に逃げ込むことで逮捕を免れる。そのまま帰国してしまい何ら責任を問われないケースがかつて頻発。起訴前に捜査に協力するかは任意で、基地内の容疑者を逮捕・起訴するのに大きな制約がある。	公務の場合：本人が弁償せず、日本政府が肩代わりする、しかし肩代わりと言っても、極めて限られた金額を日本政府が支払うのみ。非公務（公務外）の場合、本人が賠償するかは定かでない。本人が保険に非加入の場合、期待できない場合も少なくない。	なし、もしくは不明。

第5章 考察

第1節 分類のための5つの基準

地域社会における自主防犯活動の実態は、いくつかの要因連関の中で創り出された現実である。いくつもの媒介要因を経由して顕れた一つの現実である。いくつもの様相を重ね合わせてみえてくる現実である。筆者は、それを5つの要因の連関としてみたらどうかと考えている。これまでに、日本国内のいくつかの重点地域を調査して導き出された結論は、この5つの要因の連関で、地域自主防犯活動の営まれている地域を分類できるのではないかと提案したいのである。5つの要因とは、A：リスク状況、B：住民主体、C：自治体主体、D：課題の構築、E：警察の奨励の5要因である。

表11 地域自主防犯・安心安全活動を特徴づける5つの要因

要 因	内 容
A: リスク状況	地域社会の置かれたリスクの状況。その地域が、何を地域社会のリスクとしているか、犯罪被害を地域社会のリスクのどのような位置に置いているか。
B: 住民主体	地域住民レベルでの主体の存在
C: 行政主体	自治体レベルでの主体の存在
D: 課題の構築	地域社会の中で構築されているリスク課題、実践。
E: 警察の奨励	警察によるインセンティブの度合い

類型化は、いくつかの次元でできる。総合的な類型として、A、B、C、D、Eの5つの要因の組み合わせや特定の要因の中心性や突出度として類型化できる。警察の奨励が目立つ地域、リスクの状況が目立つ地域、リスク状況に対して住民主体が立ち上がっている面が強調される地域、リスク状況に対して行政の取り組みが突出している地域、住民と行政とが一体となって課題の構築が明瞭な地域などを具体的な地域の事例と照らして浮かび上がらせることができる。こうした分類基準を用いて、東京都町田市、沖縄県読谷村、群馬県太田市、沖縄県伊江村、岩手県洋野町などを特徴づけ、分類することができる。

表12 地域自主防犯・安心安全活動を地域例とその特徴・分類

地 域 例	特 徴 ・ 分 類
東京都町田市	<新規型>自治体奨励の防犯活動
沖縄県読谷村	<旧来型>構造的要因型の防犯活動
群馬県太田市	<旧来型>防犯協会型の防犯活動
沖縄県伊江村・岩手県洋野町	<旧来型>健全育成型の防犯活動

第2節 WHOの「セーフコミュニティ」の認証システム

地域社会の安心・安全活動のモデルとして参考になるのは、WHO（世界保健機構）の「セーフコミュニティ」の認証システムである。地域の力で生活の安全と健康の質を高めていこうとするものである。WHOでは、地域社会の安全に取り組む都市を対象に、「セーフコミュニティ」を認証する制度をつくっている。申請する都市は、地域の安全に関するテーマを決め、地域診断を実施し問題を抽出し、テーマ設定、データ収集、原因分析を進め、対策を練った上で申請書提出する。

現在、この認証に取り組もうとしているのが東京都豊島区で、①1人暮らし高齢者の見守り、②子供のけが防止、③児童虐待対策、④地震災害への対応、⑤自殺予防、⑥学校の安全、⑦交通事故対策などをテーマとして掲げることを検討している。世界では既に、200を超える都市が認証を取得しており、国内では、亀岡市（京都府）、十和田市（青森県）が認証を受けており、厚木市（神奈川県）が2010年11月に認証される見通しである。認証を受けても、その後の取り組みが不十分な場合、5年後の再認証の時に取り消される。

第3節 ソーシャル・エクスクルージョン型の活動

読谷村では、戦後、そして復帰後も、米軍基地にまつわる数多くの運動が繰り広げられてきた。この運動の広がりや、村民全体を巻き込むものであり、多くの村民が直接間接に関わる運動となってきた。これを、安心・安全、防犯の、自主的な地域と位置づければ、犯罪防止、事故被害、危険性の除去のための自発的な運動であり、自主防犯の活動のひとつのパターンをなしている。

まず基地そのものが危険な要素の集積地なので、基地を縮小させようという運動であり、基地の危険性を高める工事や用途変更への反対の運動であり、基地にまつわる直接的な被害としての犯罪被害や、爆発物・落下物等による事故や、交通事故などの被害を防止するための運動であり、被害が生じたときに再発を防止させるための告発や運動であり、基地にまつわる違法・不法な行為の村民による取締りや、犯罪や交通事故加害者の逮捕までも含む運動である。

パラシュート落下訓練中の米兵が民有地に落下したときには、村民が集まり、これは違法なことであると指弾する。村民自ら直接、米兵に違法性や危険性を告げるといって、たぐいまれな執拗な運動を繰り広げてきた。その結果は、パラシュート降下訓練場を、村外に移転させることに成功している。

しかし、読谷村の行政と住民と村会議員が一体となった運動は、外国人を排除するものとは違う。日米両政府が、村民を差別し危険にさらすような地位協定を結んでいることを問題にするものである。ここに長年、この地域の人びとが共有し構築してきた問題の姿がはっきりと浮き彫りにされているのである。

参考文献

- 布施祐仁『日米密約 裁かれない米兵犯罪』岩波書店、2010年
派兵チェック編集委員会『これが米軍への「思いやり予算」だ！』1997年
沖縄県知事公室『沖縄の米軍及び自衛隊基地統計資料集』2010年

地域社会における安心・安全活動の比較研究

沖縄県知事公室『沖縄の米軍基地』2008年

沖縄県読谷村「広報よみたん 特集新たな米軍基地「飛行場」の建設を認めない！」1996年
沖縄県読谷村資料

沖縄県読谷村職員労働組合『ドキュメント 復帰後の読谷村民の闘い』1983年

沖縄タイムス「読谷村の抗議に強気の抗弁」1983年4月7日

沖縄タイムス「軍事占領意識に憤り」1983年4月6日夕刊

沖縄タイムス「MPの犯意認められず」1983年4月7日夕刊

沖縄タイムス「軍法会議で処罰」1983年4月12日

琉球新報「速報 ひき逃げ事件に抗議」2009年12月13日

琉球新報「14日に抗議決議」1983年4月8日

琉球新報「恐怖、怒り語る比嘉さん」1983年4月6日

琉球新報「銃口は私に向けられた」1983年4月4日夕刊

琉球新報「県警の事件処理に不満」1983年4月7日夕刊

琉球新報「県議会 全会一致で抗議決議」1983年4月14日夕刊

山内徳信・水島朝穂『沖縄・読谷村の挑戦』岩波ブックレット、1997年